

《岐阜県充電インフラ補助説明会》

次世代自動車充電インフラ整備促進事業 補助制度について

一般社団法人 次世代自動車振興センター

2014年3月20日

目次

1. 充電インフラ補助事業の概要／手続き
2. 充電器と補助金額について
3. 充電器設置工事と補助金額について
4. 充電インフラ補助の申請状況
事業別の申請割合／第1の事業の内訳
5. 申請上の留意点
6. Q&A、参考資料など

1. 事業の概要について

- ・目的：この補助金制度は、次世代自動車用充電整備の設置に関する補助等の事業を行うことにより、設備投資等を喚起するとともに、**次世代自動車のさらなる普及を促進し、日本経済の下支えを図る**ことを目的とします。
- ・補助対象/補助率：以下の4つの事業区分に応じて、**新たに充電整備を購入・設置を行う方**に対して、補助金が交付されます。**補助金の予算は、1,005億円**。

| 事業名 | 概要 | 補助対象 | 補助率 |
|-------|--|-----------------|-----|
| 第1の事業 | 自治体等が策定する充電器設置のためのビジョン(注1)に基づき、かつ 公共性を有する(注2) 充電設備の設置 | 充電器の購入費および設置工事費 | 2/3 |
| 第2の事業 | ビジョンには基づかないものの、 公共性を有する(注2) 充電設備の設置 | 充電器の購入費および設置工事費 | 1/2 |
| 第3の事業 | 共同住宅の駐車場および月極め駐車場等へ設置する充電設備の設置 | 充電器の購入費および設置工事費 | |
| 第4の事業 | 上記以外の充電設備の設置 | 充電器の購入費 | |

(注1)都道府県及び高速道路会社が、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に必要な充電設備を計画的に配備するために適切な**設置場所、充電器の種類と基数又は箇所数**を示した、次世代自動車振興センター(以下「センター」という)が認めたものです。

1. 事業の概要について

(注2) 公共性: 第1の事業、第2の事業 は必須

公共性とは、

- ① 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所であること。
- ② 充電設備の利用を他のサービス(飲食等)、物品の購入を条件としないこと(駐車料金の徴収は可)。
- ③ 利用者を限定しないこと(会員制等としていても、その場で充電器利用料金を払う方法等で充電器を利用できる場合は、条件を満たすものとする)。

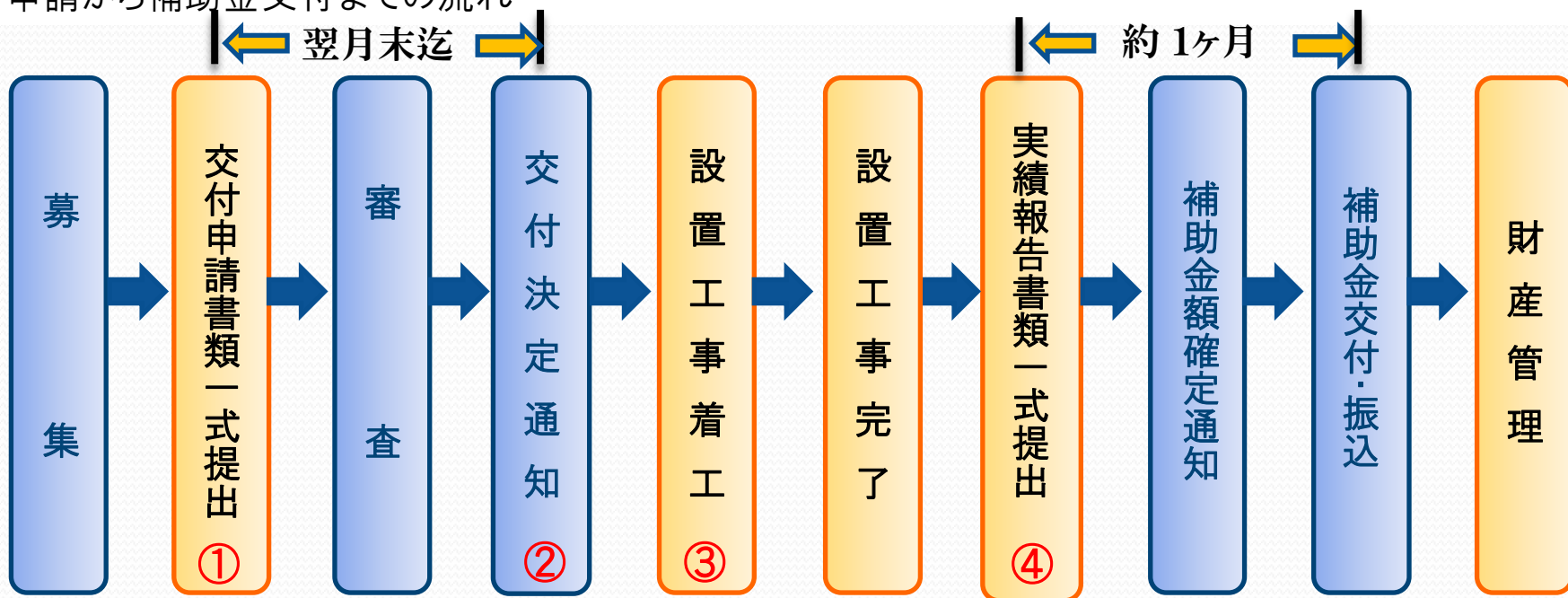
1. 事業の概要(申請から補助金交付までの流れ)

1) 募集期間 : 平成25年3月19日(火)～平成27年2月27日(センター必着。消印有効ではありません。)

* 申請の合計額が予算額に達した場合、補助事業期間内であっても受付を終了します。

* 補助対象者は、地方公共団体、法人(国の独立行政法人は除く)、個人です。

2) 申請から補助金交付までの流れ



① 第1の事業では、申請前に自治体等に対して申請がビジョンの要件を満たしているかの確認を行い、管理Noを得た後の申請となります。

② 交付決定通知は、原則として申請書類一式がセンターに到着した日の翌月末となります。但し、申請書不備などにより審査に時間を要するものはこの限りではありません。

③ 第1～第3の事業の設置工事着工は、交付決定通知の発行日以降に行ってください。第4の事業の工事完了(設備検収終了、全額支払い完了)は、交付決定通知の発行日以降としてください。

④ 実績報告書類一式は設置工事完了日、又は補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内(但し、第1・2・4の事業は平成27年10月30日まで、第3の事業は平成29年4月28日まで)に提出する必要があります。

2. 充電器と補助金額について

【申請の手引き】

1) 補助対象となる充電器

- 補助対象となる充電器は、①急速充電器、②普通充電器(注)で、メーカーからの申請に基づき事前にセンターで審査・承認された充電器が補助対象となります。

注) 普通充電設備には、**機械式駐車場に設置されるもの**に限り、**充電用コンセント**が含まれます。

①急速充電器



②普通充電器



ケーブル付

充電用コンセント



コンセント

2. 充電器と補助金額について

| | 普通充電器 | 急速充電器 |
|------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 購入費 | 30万円～200万円 | 80万円～600万円 |
| 設置工事費 | 20万円～100万円 | 100万円～700万円 |
| 出力 | 10kW未満 | 10kW～50kW |
| 充電時間 | 4.5時間～8時間 | 15分～30分 |
| ランニングコスト(電気代) | | 電力基本料金が上がる ことが予想される。 |
| 充電器を設置する 施設の例 | マンション、月極駐車場、 ホテル・旅館、遊園地、観光地 など | ガソリンスタンド、高速道 路SA、道の駅、レストラン など |

2. 充電器と補助金額について

2) 充電器の補助金額について

| | |
|--------------|-----------------------------------|
| 充電器の 補助金額 | 以下の①、②のいずれか、低い方 |
| | ①充電器の購入費(消費税抜き)×補助率 (2/3又は1/2) |
| | ②充電器の充電設備銘柄ごとに定める 補助上限額 |

3. 設置工事と補助金額について

【申請の手引き別冊 25～27ページ】

補助対象となる設置工事項目と工事内容は、以下のとおりです。下記工事内容の内、充電設備の設置に必要な工事に係る経費が補助対象となります。なお、**他用途に利用するための設置工事費は、補助対象外**となります。

| 補助対象設置工事項目 | 工事内容 |
|------------|---|
| ①高圧受変電設備 | 1)高圧受変電設備の交換・増設・新設 (注4) 2)高圧受変電設備に係る基礎・アンカーボルト等工事費 3)前記①～②の機器の搬入・据付 4)前記設置に係る人件費 |
| ②電気配線 | 1)分電盤(注5) 2)急速充電器用手元開閉器 3)電源線(注5) 4)接地(アース線) 5)前記①～④の電気配線に係る必要部材 6)前記①～④の電気配線に係る諸工事費 7)前記①～④の機器の搬入・据付 8)前記設置に係る人件費 |
| ③電力供給対応 | 電柱・柱上トランス・電線等の設置に係る費用 (特別措置対応:電力会社への支払い) |

(注4) 新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設全体への電力供給を担う高圧受変電設備を設計変更して、充電設備を設置する場合、当該高圧受変電設備は、**補助対象外**となります。

(注5) 新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤を設計変更して、充電設備を設置する場合には、当該分電盤、及びそれに伴う幹線の変更は、**補助対象外**となります

3. 設置工事と補助金額について

【申請の手引き別冊 25～27ページ】

| 補助対象設置工事項目 | 工事内容 |
|-------------|--|
| ④充電器本体据付 | 1) 充電器据付に係る掘削・基礎・アンカーボルト・壁補強及び支柱設置等の諸工事費 |
| | 2) 前記1)の機器の搬入・据付 |
| | 3) 前記1)～2)に係る必要部材 |
| | 4) 前記設置に係る人件費 |
| ⑤充電スペース整備 | 1) 既存路盤撤去・処分費・及び路盤再整備費 |
| | 2) ライン引き費 |
| | 3) 前記1)～2)の整備に係る重機及び機材費 |
| | 4) 前記整備に係る人件費 |
| ⑥付帯設備 | 1) 設置場所案内板：第1の事業、第2の事業は必須 |
| | 2) 路面標示 |
| | 3) 屋根又は小屋 |
| | 4) 予備用コンセント |
| | 5) 充電器防護用ポール |
| | 6) 電灯 |
| | 7) 前記1)～6)の付帯整備設置に係る基礎・アンカーボルト・壁補強及び支柱設置等の諸工事費 |
| | 8) 前記1)～7)の機器の搬入・据付 |
| | 9) 前記設置に係る人件費 |
| ⑦その他工事に係る費用 | 1) 寒冷及び塩害対策に係る費用 |
| | 2) 養生・廃棄物処理・既存物移動に係る費用 |
| | 3) 現場管理費 |
| | 4) 雑材消耗品費 |
| | 5) 設置時の停電回避に係る費用 |
| | 6) 設計に係る費用 |
| | 7) 前記1)～6)に係る人件費 |

| 付帯設備 | 事例 |
|------|----|
|------|----|

1. 設置場所案内板

第1の事業、第2の事業は必須の付帯設備です。



東京電力様が登録する商標

2. 路面表示



付帯設備

事例

3. 屋根、または小屋

小屋については、豪雪、火山灰等から **充電設備**を保護する必要がある場合に対象となります。
(センターで審査による判断)



4. 予備用コンセント

コンセントはセンター指定仕様のみ。
特別措置での契約時には運用に制約あり。



付帯設備

事例

5. 充電器防護用ポール

急速充電器は消防法にて
設置義務あり。



6. 電灯

充電器を照らすことを
目的に補助の対象。



3. 設置工事と補助金額について

【申請の手引き 78ページ】

● 工事項目及び工事区分に応じた補助上限額

| 事業の種類 | | 第1の事業 (補助率2/3) | | | 第2の事業及び第3の事業 (補助率1/2) | | |
|-------------------|-----------------|--------------------------------|----------------|---------------------------------|--------------------------|----------------|---------------------------------|
| | | 急速充電設備 設置工事 ^(注1) | 普通充電設備 設置工事 | 特別な仕様 に基づく工事 ^(注2) | 急速充電設備 設置工事 | 普通充電設備 設置工事 | 特別な仕様 に基づく工事 ^(注2) |
| 工事項目 | ①高圧受変電 設備 | 1,330,000 | 1,330,000 | 14,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 10,500,000 |
| | ②電気配線 | 1,660,000 | 1,000,000 | 6,200,000 | 1,250,000 | 750,000 | 4,650,000 |
| | ③電力供給 対応 | 800,000 | 適用外 | 800,000 | 600,000 | 適用外 | 600,000 |
| | ④充電器本体 据付 | 400,000 | 130,000 | 400,000 | 300,000 | 100,000 | 300,000 |
| | ⑤充電スペー ス整備 | 1,330,000 | 1,330,000 | 1,660,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,250,000 |
| | ⑥付帯設備 | 2,230,000 | 2,230,000 | 2,830,000 | 1,670,000 | 1,670,000 | 2,120,000 |
| | ⑦その他工事 に係る費用 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 |
| 工事区分に応じた 補助上限額 | | 7,630,000 | 6,690,000 | 25,430,000 | 5,720,000 | 5,020,000 | 19,070,000 |

(注1) 一つの工事において、急速充電設備と普通充電設備を同時に設置する場合は、急速充電設備設置工事の上限額を適用。

(注2) 特別な仕様に基づく工事とは、当該設置場所を管轄する国・自治体等が充電設備について特別に適用を指示する規格及び仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。(空港、高速、フェリー、文化遺産等を想定)

3. 設置工事と補助金額について

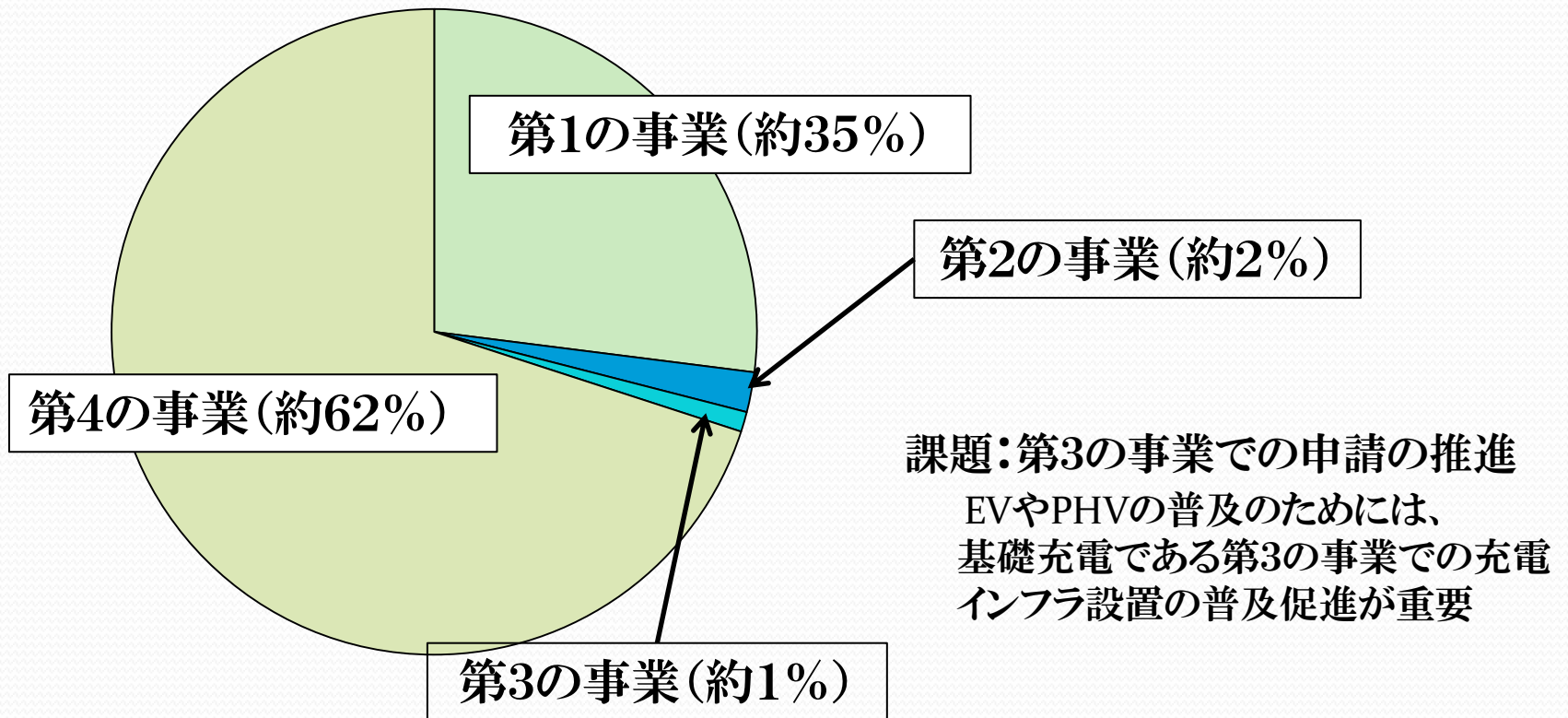
補助金額について

- ・金額は「消費税抜き」となります。1万円未満は切り捨てとなります。

| 算出方法 | 以下の エとオ のいずれか低い方 |
|------|--|
| ア | 補助対象設置工事項目の設置工事費 × 補助率(2/3または1/2) |
| イ | 補助対象設置工事項目①～⑦ごとに定める補助上限額 |
| ウ | アとイのいずれか低い方を、「工事項目別補助金額」とする。 |
| エ | ウで算出された ①～⑦の「工事項目別補助金額」の合計金額 |
| オ | 工事全体に対して「事業の種類」毎に定める工事区分 ^(注3) に応じた補助上限額 (注3): 1. 急速充電設備、2. 普通充電設備、3. 特別な仕様に基づく工事の3つの区分 |

4. 申請状況

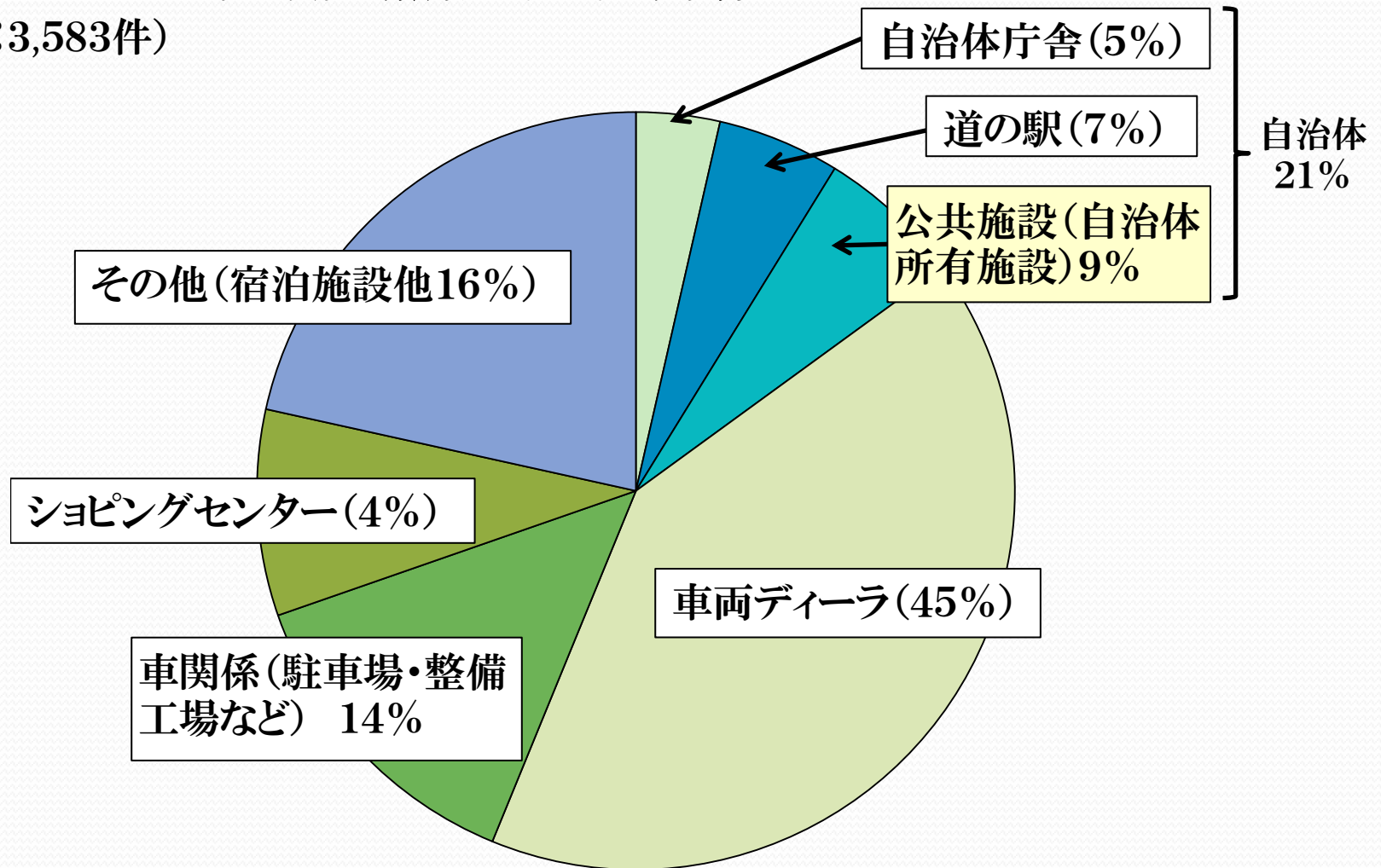
●事業区分毎の申請件数の割合



4. 申請状況

● 第1の事業の状況

自治体ビジョン付与 設置場所区分の件数割合
(全体:3,583件)



5. 申請書類作成上の留意点

審査について

- ・ 申請者様が応募要件を満たしているか？
- ・ 申請書類がそろっているか？内容が妥当であるか？
- ・ 交付規程等に基づき、「適正」な申請が行われているか？
 - ＞機器：センターにて事前の承認を得た機器で申請されているか？
 - ＞工事：電気配線の妥当性
(充電設備・付帯設備を稼働させるための配線であるかどうか？)
 - ＞金額：補助費目に適合した内容であるか？

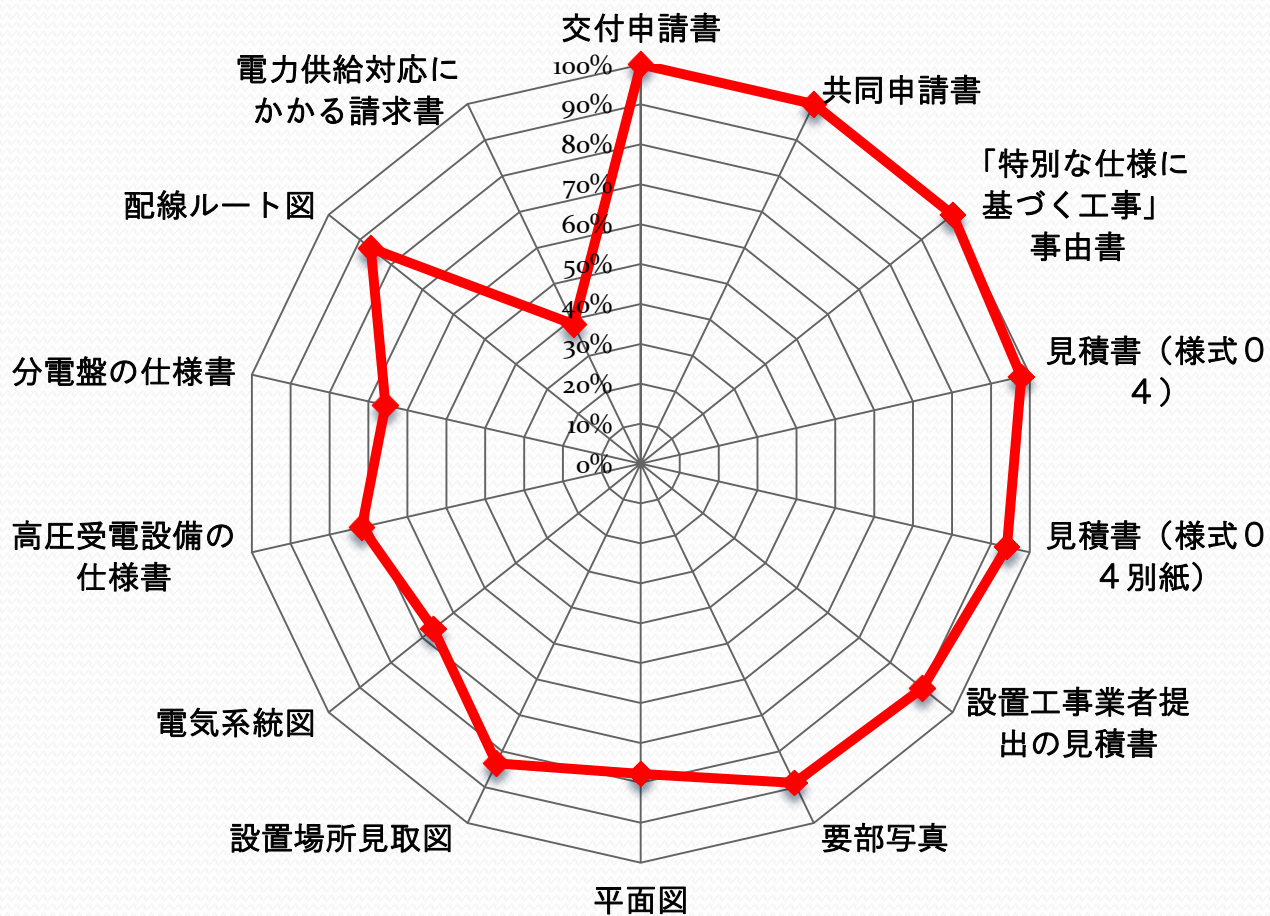
＞申請前に申請者が終了しておくべき事項(センターの審査対象外の事項)

- ・ 設置に関する「(騒音防止条例等)法規適合性の確認」、「安全性の確保」等
- ・ 土地所有者との使用権限の確認等
- ・ 消防署(火災予防条例適合性等)・電力会社との調整等

*終了していることをセンターが確認する場合があります。

5. 申請書類作成上の留意点

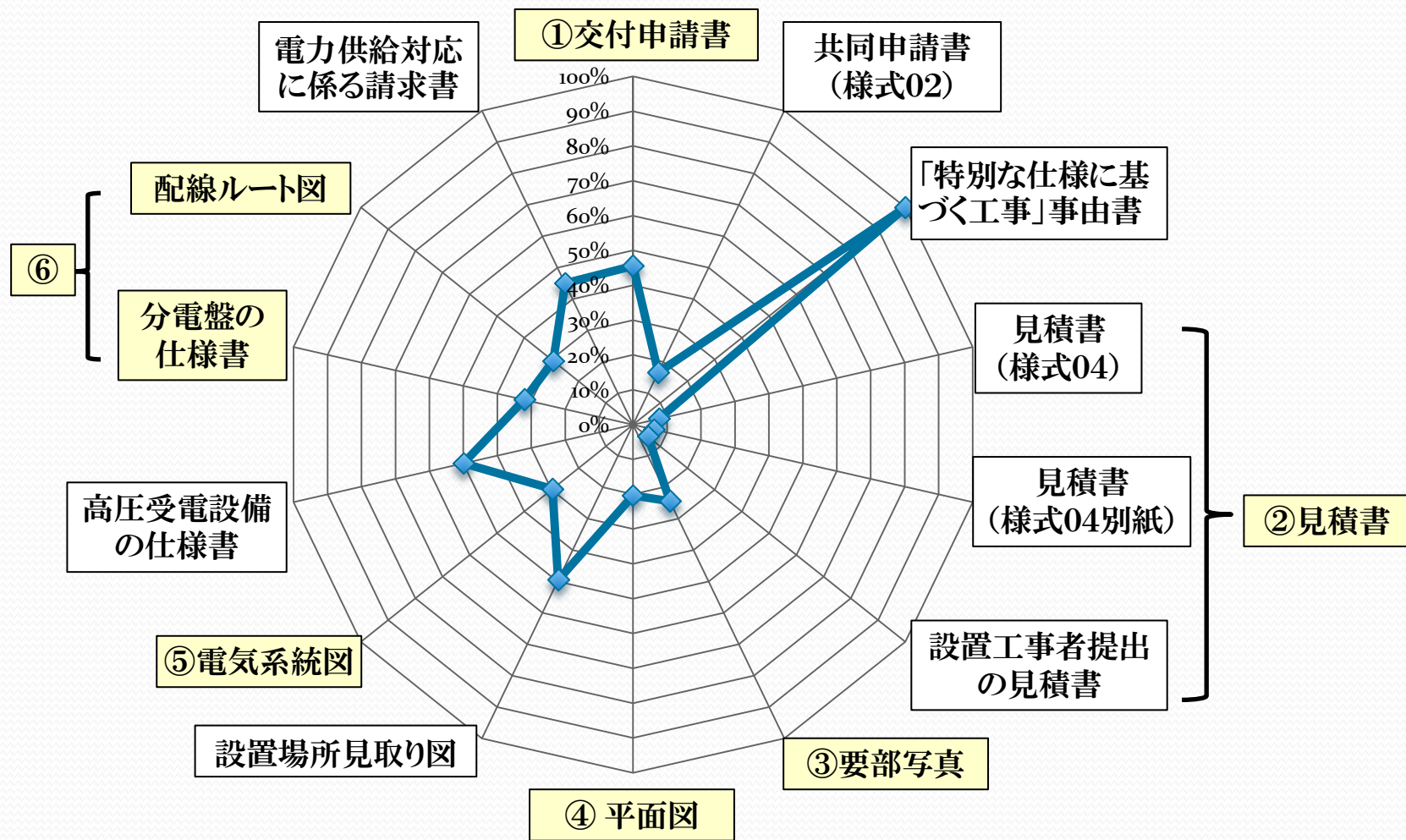
申請に必要な書類の提出状況



◆ 必要な書類・図面の有無

5. 申請書類作成上の留意点

提出された書類の一回での通過率



5. 申請書類作成上の留意点

提出された書類の問題点

| 書類 | 不備・不記載が多い項目 |
|----------------------|------------------------------|
| 1. 申請書 | ・工事開始日・完了日 |
| 2. 見積もり書 | ・費目の振り分けの不一致 |
| 3. 要部写真 | ・写真アングル、貼付様式とも指定以外 |
| 4. 平面図 (見取り図兼用可) | ・公道名、案内板位置、出入り口、レイアウト寸法の記載なし |
| 5. 系統図、分電盤 | ・受電～負荷 全図、負荷内容の記載なし |
| 6. 配線ルート (平面図兼用可) | ・配線距離、配線方法(埋設または架空)の記載なし |

書類記入上の留意事項(工事関連) — 見積もり書類の提出について

設置工事の「見積書」と、その中から補助対象工事だけを抜き出し、センター指定の「様式04」に記載する「見積書」の2つの「見積書」をご提出いただきます。

1. 「見積書」：設置者(申請者等)⇔工事業者様

2. 「様式04」

補助対象設置項目工事に関する見積もり
>1. をベースに作成

様式1： 6 . 算定額を充電設備設置工事の補助金申請額へ記載

書類記入上の留意事項(工事関連) ー見積もり書類の記入について

要改善事例

内 訳 書

| | |
|------|-------------|
| 物件名 | |
| 工事件名 | 機械式駐車装置設置工事 |
| 予定工期 | |

| | | |
|------|--------------|--------------|
| 合計金額 | 12,495,000 円 | |
| 内訳 | 価格本体 | 11,900,000 円 |
| | 消費税額 | 595,000 円 |

| | |
|--------------|--|
| 取引先 住 | |
| 会社名称 営業担当 | |
| *備考* | |

各工事ごとの名称、仕様、単価、数量等詳細を明記し、材工を分離した見積書の提出をお願いしております。

| 科目番号 | 機種名称 | メーカー名 | 形式 | 数量 | 単位 | 台数 | 単代金額 | 出精値引 | NET金額 |
|------|---|----------|-------------------|----|----|----|------------|------------|------------|
| | レクセルバズル50-M | 新HTI株式会社 | 地上5段 昇降機行式 4連型 | 1 | 基 | | 17,600,000 | 7,985,000 | 9,615,000 |
| | 第3種移動式粉末消火設備 | - | | 3 | 基 | | 450,000 | 150,000 | 300,000 |
| | 照明設備 (LEDタイプ) | - | | 4 | 基 | | 320,000 | 160,000 | 160,000 |
| | 電気自動車用普通充電コンセント | - | | 1 | 基 | | 600,000 | 200,000 | 400,000 |
| | : (地上5段エレベーター(社2台)に普通充電用コンセントを設置) | | | | | | | | |
| | ルーバー (V-5) | - | | 9 | ㎡ | | 3,800,000 | 2,375,000 | 1,425,000 |
| | 【取付範囲】 装束 両側面 背面 2Fから各段(2F, 3F, 4F, 5F)取付。(PFL+8m以下まで) | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | 16 | 22,770,000 | 10,870,000 | 11,900,000 |

6. まとめ Q&Aなど

よく頂くご質問(1)

| ご質問 | 回答 |
|---|---|
| ● 図面は申請の為に作図しなければならないのか？ | ● 既設の設備であれば、現存図面への追記での申請で構いません。 ただし、作成者・日時等の記載が必要。 |
| ● 提出図面の留意点は？ | ● 申請の手引き(p18)に沿った内容での作図が必要。特に、案内板の位置、配線方法・長さの不記載が多く審査に支障あり。 |
| ● 案内板について、認められる要件を示してほしい | ● 公道から視認できる位置へ充電施設の存在を示す案内版の設置が必要。 その他、誘導・利用方法等を案内する物への補助も審査の上、承認。 企業のPR等の記述部分は補助対象外。 |
| ● 補助対象でない課金機器への補助はあるのか？ ● 課金のための通信線等の工事への補助はあるか？ | ● 機器・工事とも補助対象外。 ● 高機能充電器として承認された機器に関しては補助。 |
| ● 充電設備の屋根は補助対象となるか？ | ● 充電器の利便性・保護(メンテナンス等)を考慮した面積を有する屋根を補助。 ● 他用途目的の屋根は補助対象外。 |

6. まとめ Q&Aなど

よくいただくご質問(2)

| ご質問の | 回答 |
|--|---|
| <p>●入札を伴う自治体の申請にはどのような点を注意すべきか？</p> | <p>●入札を終えて、落札後、業者の見積書とその見積書に基づくセンター指定の見積書の提出が必要。 更に、必要な図面・仕様書を添えての申請が必要。</p> |
| <p>●入札の前に申請することは可能か？ 可能な場合、特に必要な提出資料は何か？</p> | <p>●可能。その際には ①予算が確定していることを証するもの(予算計画書等)、 ②積算内訳書とこれを利用し作成するセンター仕様の見積書「様式04-2」、 ③他に通常申請時の設置場所の図面等をあわせ提出が必要。</p> |
| <p>●計画が変更になった場合はどうすれば、良いか？</p> | <p>●交付決定前は、理由を添えて申請を取り下げ可。 ●交付決定後は、7日以内の申請取下げ、もしくは、工事前に内容をセンターへ計画変更を連絡し、センターの承認を得る必要がある。 ただし、計画変更により交付決定額が引き上がることはない。</p> |

6. まとめ Q&Aなど

参考) ガイドブック等

1. 「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック」

経済産業省と国土交通省は、充電設備を新たに設置しようとする方が、検討すべき事項や注意すべき事項について参考となる「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック」を公表。

当ガイドブックは、経済産業省および国土交通省のホームページからダウンロードできる。

経済産業省HP:

<http://www.meti.go.jp/policy/automobile/evphv/material/pdf/guidebook.pdf>

国土交通省HP:

<http://www.mlit.go.jp/common/000233289.pdf>

2. 電気自動車用急速充電器の設置・運用に関する手引書(チャデモ協議会編)

チャデモ協議会は、電気自動車・充電設備の導入や充電サービスを検討する場合に役立つよう、手引書を作成し2度の改訂を行っている。<http://www.chademo.com/wp/pdf/japan/QCtebikiRev31.pdf>

今回は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業を踏まえ、手引書全体の構成の見直し、チェックポイント表などを別紙に加えたほか、以下の点に注力した内容となっているので参考にしてください。

- ・ 3. 急速充電器の導入と電力契約・・・電気料金に関する内容の追加
- ・ 4. 急速充電器の容量選定の考え方・・・事例も含め追加
- ・ 8. 2 火災予防条例・・・施行による表記の見直し
- ・ 10. 電気自動車に対する充電サービス事業等・・・課金に関する内容の追加

6. まとめ Q&Aなど

- 将来の地球温暖化防止に向けたEV・PHVの普及のためには、急速・普通充電器の設置促進が必要です。
- 充電器の補助があるこの機会に、充電インフラの普及促進にご協力頂きたくお願い致します。

申請書の提出期限は、平成27年2月27日です。

➤ 申請書送付先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-6-12 大手町建物虎ノ門ビル2F

一般社団法人 次世代自動車振興センター 充電インフラ部

➤ お問い合わせ先

充電インフラ部 コールセンター

電話:03-5501-4412(受付時間:平日のみ 9:00~17:00)

ご 清 聴

有り難うございました